

# 財団法人船員保険会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

## 1. 計画期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間

## 2. 内 容

目標1 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整える。

〈対策〉 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容の見直しの検討を行う。  
また、育児休業後における現職又は現職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直しを検討する。

目標2 男性の育児休業取得について周知を図る。

〈対策〉 男性の育児休業取得促進策を盛り込んだ育児休業法等の改正が行われることに則して、職員の育児休業等に関する規程を改正するとともに、男性も育児休業が取得できることを会議等で職員に周知する。